

遺産分割協議書 11 (不動産の表示)

1 一戸建ての場合

- | | |
|------|--------------------------|
| 1 土地 | |
| 所 在 | 〇〇区〇〇町〇丁目 |
| 地 番 | 〇〇番地〇〇 |
| 地 目 | 宅地 |
| 地 積 | 150平方メートル |
| 2 建物 | |
| 所 在 | 〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇 |
| 家屋番号 | 〇〇番〇〇 |
| 種 類 | 居宅 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造瓦葺2階建 |
| 床面積 | 1階 100平方メートル、2階 95平方メートル |

2 マンションの場合

区分所有建物および敷地権

(一棟の建物の表示)

所 在 ○○区○○町○丁目
建物番号 ○○マンション
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根○○階建

(敷地権の目的たる土地の表示)

符 号 ○
所 在 ○○区○○町○丁目
地 番 ○○番地○○
地 目 宅地
地 積 ○○○・○○平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 ○○番
建物番号 ○○号
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造1階建
床 面 積 ○階部分 ○○・○○平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 ○
敷地権の種類 ○○権
敷地権の割合 ○○○分の○○

不動産を記載する場合は、不動産登記事項証明書に記載されているとおり正確に記載しましょう。土地の場合は所在、地番、地目、地積、建物の場合は、所在、家屋番号、種類、構造、床面積などを記載します。不動産登記事項証明書は法務局で取得できます。

| マンション

一戸建て不動産の場合は、土地と建物を別々に処分することができ、土地と建物の登記簿は別々に作成されています。一方マンションは、建物（専有部分）と土地（敷地）一体化して処分しなければいけない決まりがあり、建物登記簿の方に、敷地権の目的たる表示という形でまとめて記載されています。よって、マンションを相続する場合に「建物を○○に、敷地権を○○が取得する」というように、別々に処分することはできませんので注意しましょう。